

別紙 2 - 2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：理念・目的, 教育目標

点検・評価項目：理念・目的, 教育目標

方針・ねらい (具体的目標があれば併記)

大学院は、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。法学研究科は、この趣旨に則り、現代世界における様々な社会現象を、社会科学とりわけ法学・政治学的アプローチをコアとして、高度な学理をもって究明することを使命とする。前期課程においては学部教育に基づき、広い視野に立って専門分野を研究し、精深なる学識と研究能力を養うことを目的とする。さらに後期課程では、独創的な研究を誘発し、従来の学問水準に新たな識見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻の分野に関し研究を指導する能力を養うことを使命としている。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し、具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
目的、目標等と人材養成の目的等を明確にしている	○	上記の理念・目的・教育目標については、本研究科入学志望者に対してはホームページ・入学試験要項によって、さらに入学後には『大学院要覧』によって周知をはかっている。
その他関連する取組や特徴がある	○	平成 18 年度からの新カリキュラム導入に併せて、大学院独自のホームページを開設して内容を充実させ、また法学研究科を紹介する冊子を作成して、より一層の広報活動を展開すべく準備が進行している。

問題点

問題点	大学院の目標・理念の周知方法
根拠	限られたスペースの中で研究科の目標・理念等を説明しているため、意を尽くせない部分がある。
改善方向・方策	大学院独自のホームページを開設して、各専攻・各コースの目標などをより詳細に告知する工夫を重ねたい。
問題点	大学院独自の取組
根拠	現在は、学部のHPや入試要項が中心で、広く周知するには一層の検討が必用である。
改善方向・方策	大学院分科委員会の機能を見直し、運営委員会の以外の委員会の設置も含め、より周知、徹底をはかる。

別紙 2-2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：教育内容・方法等

点検・評価項目：教育課程編成

方針・ねらい (具体的目標があれば併記)

平成 18 年度から導入された新カリキュラムは、大学院の機能を研究者養成・高度知識人の育成、さらに、高度専門職教育に大別し、それぞれに対応するコースを設定した。研究者養成に特化したものが各専攻に置かれた専門研究コースであり、高度知識人教育に対応するものが各専攻に開設された総合研究コースである。さらに、私法学専攻に開設された知的財産コース、政治学専攻に開設された公共政策コースは、高度専門職教育に対応している。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し、具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
目的、目標達成に向けた教育課程編成上の特徴		専門研究コース・総合研究コース・知的財産コース・公共政策コースの目的・目標に対応した開講科目を設置し、また履修の方法についても同様の配慮をした。
修士課程として相応しい教育体系としての特徴		博士前期課程には多様な目的をもった学生が在籍するため、それぞれの目的に対応しつつ、学生個人々々に対する指導教授の個別的指導を重視している。
博士課程として相応しい教育体系としての特徴		博士後期課程には前期課程との接続に配慮した論文指導分野が用意されており、学位授与を目的としつつ、日常的に指導教授の論文指導が行われている。
基礎となる学部の教育内容との接続に配慮している	○	平成 18 年から導入された新カリキュラムでは、学部開講科目との接続に配慮して、科目新設などがなされた。
修士課程と博士課程との教育内容の接続に配慮している	○	平成 18 年度から導入された新カリキュラムで新設された専門研究コースでは、5 年間の一貫教育を前提として研究指導体制に配慮した。
博士課程における学位授与までの教育システム・プロセス		博士後期課程は指導教授による論文指導のみであり、組織的な教育システムはない。

長所

長 所	博士課程一貫教育の実施
根 拠	新たに設定された専門研究コースは、前期課程 2 年・後期課程 3 年を接続させ、学位取得を目標に研究に専念させるコースである。また、それに併せて、後期課程の研究指導分野を前期課程に対応させて指導体制の充実強化をはかった。
長 所	社会人への大学院教育の提供
根 拠	法学研究科では従来から社会人特別入試を実施し、社会人に大学院教育を受ける機会を提供してきたが、平成 18 年度から導入された新カリキュラムでは、政治学専攻に公共政策コースを開設したが、同コースの開講時間は現職公務員に配慮した時間帯であり、さらに同コースに併設された 1 年修了コースは現職公務員に大きな便宜を提供するものと思われる。
長 所	高度専門職教育の提供
根 拠	知的財産コース・公共政策コースは高度専門職教育のためのコースであり、前者は知財人材の養成、後者は現職公務員の再教育と公務員を志す人々の教育を目的としている。

別紙 2-2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

問題点

問題点	新設コースの活性化
根拠	新設の各コースはいずれも大学院の将来にとってきわめて重要な意味を有するので、これを活性化させることが今後の課題である。
改善方向・方策	分科委員会に各コースごとの担当委員会を設け、それぞれのコースを育てていく体制を検討すべきである。
問題点	研究者養成機能の強化
根拠	大学院のもっとも中心的な機能が研究者養成であり、これに対応すべきが専門研究コースである。したがって、この専門研究コースにはより一層の配慮が望まれる。
改善方向・方策	分科委員会に専門研究コースを検討する委員会を設け、後期課程のあり方、助手制度のあり方など、研究者養成の全体的構想とともに検討を加えるべきである。

別紙 2-2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：教育内容・方法等

点検・評価項目：単位互換・単位認定等

方針・ねらい (具体的目標があれば併記)

大学院における単位互換制度は学部以上に重要性を有している。学問研究の深化・細分化は目覚しく、とうてい一大学院においてその全てに対応することは不可能である。こうした状況を踏まえて、大学院学生の研究意欲をさらに刺激するためにも、他大学院との相互履修・単位互換制度をより拡大する必要がある。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し、具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
国内外の大学等と単位互換を行っている	○	本学大学院の他の研究科との相互履修制度は平成 14 年度から始まっており、本学を含む 9 大学が加盟する首都大学院コンソーシアムでは平成 15 年度から単位互換を実施している。さらに、本研究科政治学専攻では、平成 12 年度から学習院・成蹊・中央・法政・明治・立教の各大学院政治学専攻との単位互換を行っている。

問題点

問題点	制度の周知
根拠	制度としての単位互換は存在しているが、必ずしも十分に活用されているようにみえない。
改善方向・方策	単位互換制度が十分に活用されていない理由の一端は、学生のみならず教員の側でもこうした制度についての情報がいきわたっていないからであろう。こうした点に配慮して、制度の周知徹底を図る。

別紙 2 - 2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：教育内容・方法等

点検・評価項目：社会人等への配慮

方針・ねらい (具体的目標があれば併記)

生涯学習の時代にあつて、社会人の大学院教育への意欲も高まっている。本研究科ではこうした要請に応じるため、従来から社会人特別入試を実施しているが、教育体制についてもさらに充実し、社会の要請に応えていきたい。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し、具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
社会人に対して教育課程編成，教育研究指導上の配慮をしている	○	平成 18 年度から導入された新カリキュラムでは，政治学専攻に公共政策コースが設定されている。この公共政策コースは現職公務員の再教育を視野に入れて，すべての科目の開講時間は平日の 18 時～21 時 10 分及び土曜日の午後である。さらに，この公共政策コースに併設されている 1 年コースでは，1 年間で修士の学位が取得できる道を開いている。
外国人留学生に対して教育課程編成，教育研究指導上の配慮をしている	○	外国人留学生受け入れは行っているが，研究科として組織的に外国人留学生に対応してはいない。
社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究を実施している	○	政治学専攻に設置された公共政策コースは社会人再教育を視野に入れた教育を展開しているが，他の専門研究コースを除くすべての専攻・コースは，社会人特別入試で入学した社会人のために，個別に対応している。

長所

長 所	公共政策 1 年コースの開設
根 拠	平成 18 年度から導入された新カリキュラムでは，政治学専攻に公共政策コースを設け，さらに現職公務員の再教育に配慮して 1 年コースを開設した。こうした制度をより積極的に広報し，社会人受け入れに取り組みたい。

問題点

問題点	広報活動の必要性
根 拠	新カリキュラムでは新たな制度を導入したが，残念ながら十分に認知されていない。
改善方向・方策	独自のホームページの開設，大学院広報誌の作成等を通じて，積極的な広報活動に取り組む体制を整える。

別紙 2-2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：教育内容・方法等

点検・評価項目：専門職大学院のカリキュラム

方針・ねらい (具体的目標があれば併記)

本研究科の知的財産コース (私法学専攻)、公共政策コース (政治学専攻) は専門職大学院に準ずる教育を提供することを目的としている。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し、具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合	○	知的財産コース、公共政策コースのカリキュラムはその割合が高くなっている。
高度専門職業人としての活動を倫理面から支える授業科目を開設している		この点に配慮した開講科目はない。
高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる方策	○	知的財産コース・公共政策コースともに、従来の法学研究科の枠組みにとらわれることなく、学外の専門家を客員教授として招いて講座担当を要請している。
高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定方法	○	公共政策コースでは全ての科目が夜間に開講され、現職公務員の再教育に対応している。
学外での経験・活動等を単位認定している		特に行っていない。

長所

長所	テクノロジー関係の実務科目を含む知的財産コースのカリキュラム
根拠	知的財産コースには、知的財産実務特論・知的財産基礎技術特論・知的財産先端技術特論など、従来の法学部・法学研究科ではみられなかった科目を展開し、知財人材の育成に努めている。

問題点

問題点	スタッフの充実
根拠	知的財産コースの新設までは漕ぎ着けたが、これを将来にわたってより活発に展開していく知財関係のスタッフが手薄である。
改善方向・方策	大学院教育を担っていただける専任スタッフの確保に努めたい。

別紙 2 - 2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：教育内容・方法等

点検・評価項目：教育・研究指導

方針・ねらい (具体的目標があれば併記)

大学院における研究指導は、当然、学生の研究テーマに応じた個別指導が中心となる。平成 18 年度から導入された新カリキュラムの「専門演習」はこの個別的研究指導のために設定されたものである。この専門演習を 2 年間継続して履修することにより、より充実した修士論文作成が可能となる。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し、具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の方法・特徴		学生は指導教授を定めて入学するため、入学当初より修了に至るまで、個別的研究指導が行われている。
学生に対する履修指導の方法・特徴		入学直後には事務局担当者による履修指導が行われるが、実際の履修登録までは指導教授が学生の目的を考慮に入れつつ、履修科目・方法などを個別に指導する。
指導教員による個別的な研究指導の方法・特徴		指導教授は原則として毎週 1 回、曜時限を定めて研究指導を行っているが、それ以外にも状況に応じて個別指導が行われている。
複数指導制を採っている	○	制度としての複数指導制は行っていないが、新カリキュラムの「合同演習」を活用することによって、実質的な複数指導制を目指している。
複数指導制での教育研究指導責任を明確にしている	○	現在までのところ、複数指導制は実施されていないが、指導責任を明確にした複数指導制は、今後の重要な検討課題である。
教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させる方法・特徴		大学院学生による研究会には様々な分野の指導教授が出席するし、また研究所主催の各種研究会には専任教員とともに大学院学生の出席が奨励されている。
研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望に対処している	○	指導教員の変更は原則として認められていないが、今後の重要な検討課題である。
才能豊かな人材の発掘し、才能に適った研究指導の方法・特徴		大学院への推薦入学制度は人材発掘に適しているし、また新たに設定された専門研究コースでは修士論文の審査に関わった複数の教員の評価により、後期課程への推薦入学が予定されている。

長所

長 所	合同演習活用の可能性
根 拠	新カリキュラムで新設された合同演習は、複数指導制への第 1 歩となる可能性がある。

別紙 2-2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

問題点

問題点	指導教授の変更について
根拠	これまでも若干の要望があったにもかかわらず、現在のところ、原則として指導教授の変更は認められていない。
改善方向・方策	今後、学生の要望等も勘案しながら、大学院分科委員会で検討を重ねていく。
問題点	複数指導制
根拠	複数指導制の重要性は認識されているが、未だ実現には至っていない。
改善方向・方策	平成 18 年度から導入された新カリキュラムを検討する過程で複数指導制も提案されたが、採択にまで至らなかったため、引き続き検討を重ねたい。

別紙 2 - 2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：教育内容・方法等

点検・評価項目：教育効果の測定

方針・ねらい (具体的目標があれば併記)

本研究科では、教育効果の測定は各講座担当者の判断に委ねられているが、その測定方法に関して可能な限り客観性を高める方法を検討すべきである。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し、具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
教育・研究指導の効果を測定するための方法		修士論文の審査に際しては複数の教員がかかわるため、前期課程における研究指導の効果はある程度まで客観的に把握できる。
修士課程、博士課程修了者 (修業年限満期退学者を含む) の進路状況		前期課程においては、約半数は就職し、残りは就職活動中であつたり、資格試験受験中であつたりする。後期課程の退学者の進路は、外で非常勤講師をしている者が多い。
大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況		後期課程退学者は、外部機関の教員、研究員になる者が多い。
学生の資質向上の状況を検証する成績評価の方法・特徴	○	現在までのところ、担当者の経験・判断力に依存した成績評価が行われている。

問題点

問題点	教育効果の測定方法の検討
根拠	教育効果の測定について、一教員の主観にのみ任せておくことは様々な問題を内包している。
改善方向・方策	先に述べた複数指導体制の確立は、この教育効果の測定により一層の客観性をもたせることになろう。新カリキュラムの合同演習を活用しながら、この複数指導制についても教員の意識改革に努めていくべきであろう。

別紙 2 - 2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：教育内容・方法等

点検・評価項目：FD

方針・ねらい (具体的目標があれば併記)

学生の学修の活性化について…毎年度, 全学生に配布するシラバスによって学生の科目選択を容易にし, かつ学生の日常的研究に指針を与える。
 教員の教育指導方法の改善について…事前にシラバスによって年間講義計画を明らかにすることにより, 講義のために準備すべきことが明確になり, 結果的に教育指導方法の改善に資する。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し, 具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
FD活動に対する組織的取組を行っている		組織…FDに関しては検討中であり, 組織的な取組はない。継続的实施のための方策
シラバスを活用している		シラバスの内容…年間講義時間ごとの講義内容を明らかにし, 併せて教科書・参考文献を紹介すると共に, 成績評価の方法についても明示している。 活用方法…教員の側からすれば年間講義計画を再確認するとともに, 過年度の講義計画と比較しつつ, 講義内容の改善に役立てることができる。
学生による授業評価を行っている		授業アンケートという形で授業評価を実施している。
学生満足度調査を行っている		仕組みの概要…設けていない。
卒業生が在学時の教育を評価する仕組みを設けている		仕組みの概要…設けていない。
雇用主が卒業生の実績を評価する仕組みを設けている		仕組みの概要…設けていない

問題点

問題点	学生による授業評価の可能性
根拠	本研究科の授業は大半が少人数によるゼミ形式を採っている。
改善方向・方策	大学院の授業評価については, 学部のものとは異なる方法を開発する必要がある。

別紙 2 - 2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：教育の内容・方法等

点検・評価項目：国内外の教育・研究交流

方針・ねらい (具体的目標があれば併記)

学問分野の専門分化は目覚ましいものがあり、当然一大学院で対応できる範囲を超えているとの認識の下、国内外の大学・研究機関との交流を深めている施策を積極的に取り入れるべく、努力を重ねている。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し、具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
国際交流の推進に関する基本方針を明確化している		大学院要覧等によって国際交流の必要性を明確にし、学生の積極的な行動を促している。
国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための方法・特徴		国際交流を推進するため、毎年、博士後期課程の学生を1年間の海外派遣奨学生として研修させている。
国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況		日本大学各研究科間の交流はもとより、首都大学院コンソーシアムでは9大学院間で協定聴講生の受け入れを行っている。また政治学専攻では7主要私立大学院と単位互換制度を実施している。
外国人研究者を受け入れている		毎年、数名の外国人研究者を招き、特別講義・特別講演を実施している。
教育研究及びその成果の外部発信の状況		特記すべき事項はない。
国際的な教育研究交流に必要なコミュニケーション手段修得のために配慮している		特記すべき事項はない。

長所

長所	留学制度
根拠	国際交流を推進するため、毎年、博士後期課程の学生を1年間の海外派遣奨学生として研修させている。

問題点

問題点	学生の国際交流が不十分
根拠	毎年、博士後期課程の学生を海外に派遣しているが、これをさらに充実させる方策を検討したい。
改善方向・方策	派遣学生を研究科単位ではなく、専攻単位で選ぶことができないか、また新たに設定された専門研究コースの学生については前期課程の段階で派遣できないかなどを制度面・財政面で検討していきたい。

別紙 2-2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：教育の内容・方法等

点検・評価項目：学位授与・課程修了認定

方針・ねらい (具体的目標があれば併記)

修士の学位は別として、博士の学位を出すことは社会科学系大学院にとってはかなりの困難を伴うが、平成 18 年度から導入された新カリキュラムは博士の学位授与に向けて、積極的に取り組む体制の確立を目指している。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し、具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
修士の学位授与方針・基準を明確にしている	○	学位授与の基準については「入学試験要項」ならびに「大学院要覧」において明示している。 修士の学位授与状況 毎年 60 名前後の学位を出している。
博士の学位授与方針・基準を明確にしている	○	学位授与の基準については「入学試験要項」ならびに「大学院要覧」において明示しており、とくに大学院要覧では学位取得に至るまでのプロセスを図示している。 博士の学位授与状況 平成 18 年度、2 名の授与が承認されている。今後、増加していく方向と考える。
学位審査の透明性・客観性を高める措置を導入している	○	平成 13 年に内規を制定し、学位審査の透明性・客観性確保に努めている。
修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の方法・特徴		政治学専攻に設置されている公共政策コースでは、修士論文に代替する課題研究の方法が検討されている。
学位論文審査において当該大学(院)関係者以外の研究者が関与している	○	申請者の論文テーマに応じて、学外の研究者に論文審査を依頼している。
留学生への学位授与にあたり日本語指導等の配慮をしている	○	現在までのところ、留学生の指導は指導教授に委ねられており、研究科として組織的な対応は行われていない。
標準修業年限未満で修了することを認めている		政治学専攻に設置された公共政策コースでは、1 年で修了できる 1 年コースを併設している。

長所

長所	1 年修了コースの設定
根拠	公共政策コースは公務員の再教育及び公務員志望者の教育を目的として夜間開講を行っているが、とりわけ現職公務員を対象として設定されたのが公共政策 1 年コースである。このコースでは専門演習を週 2 コマ実施するなど、1 年間で課程を修了して修士の学位を取得できるよう、全面的に支援する体制を整えている。

別紙 2-2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

問題点

問題点	学位授与の促進
根 拠	大学院の主たる使命が研究者の要請であることは自明であるが、これまで残念ながら学位授与は遅々として進まなかった。
改善方向・方策	平成 18 年度から導入された新カリキュラムは、学位の取得を前提とした専門研究コースを新設した。同コースでは前期課程・後期課程 5 年間の一貫研究指導を通じて、課程修了による学位取得を可能にすべく努める。
問題点	留学生への支援
根 拠	現在のところ指導教授の個人的努力に依存しており、研究科としての組織的支援は行われていない。
改善方向・方策	今後、複数指導制の導入をも視野に入れ、留学生の研究環境の整備などに努めていきたい。

別紙 2 - 2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：学生の受け入れ

点検・評価項目：学生の受け入れ方針・方法

方針・ねらい (具体的目標があれば併記)

目的、目標等に応じた入学者受け入れ方針…大学院の機能を①研究者養成、②前期課程で修了することを前提とし、高度な専門性を要する職業に必要な能力の育成、③特定の職業に必要とされる専門的知識を備えた職業人養成に分ち、それぞれに対応する専門研究コース、総合研究コース、知的財産コース・公共政策コースを設けて入学者を受け入れている。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し、具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
学生募集の方法・特徴		大学院入試要項を作成し希望者に配布している。また大学院のホームページを通じて学生募集の状況について告知している。
入学者選抜方法・特徴		推薦入学・一般入試については第1期・第2期と計二回の試験を行い、併せて社会人特別入試を実施している。入試科目は外国語(前期課程は1ヶ国語)、専攻に関する論文試験、口述試問であるが、社会人特別入試においては外国語の試験は行わない。
成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している	○	一定以上の成績優秀者に対しては、ゼミナール指導教員の推薦に基づき、推薦入学の制度を採用している。
他大学・大学院の学生に対して「門戸開放」している	○	前期課程・後期課程ともに、他大学・大学院の学生に対しても、学内の学生と同一の試験を受ける機会を提供している。
飛び入学を実施している		従来からの検討課題ではあるが、現段階では実現していない。
社会人学生を受け入れている	○	年に2回、社会人特別入試を実施して社会人学生を受け入れている。
外国人留学生を受け入れている	○	外国人留学生特別入試を実施して、外国人留学生を受け入れている。
留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上立った学生受け入れ・単位認定を行っている		現段階では留学生の数もさして多くないために単位認定は行っていない。
科目等履修生、研究生、聴講生等を受け入れている	○	一定の試験を行い、科目等履修生・研究生・聴講生を受け入れている。
学生確保のための取組		大学院独自のホームページの開設ならびに大学院入学希望者のための広報誌の作成を予定しており、現在、その準備が進行している。 収容定員に対する在籍学生数の比率…前期課程は 0.86 であり、後期課程は、0.51 となっている。

別紙 2-2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

長所

長所	大学院に期待される機能に応じた学生受け入れ
根拠	平成 18 年度から導入された新カリキュラムにより、大学院が果たすべき機能に応じたコース制が設定され、学生の受け入れが行われている。この制度を通じて、大学院に期待されたそれぞれの機能が一層活性化することが期待される。

問題点

問題点	定員充足率
根拠	近年、前期課程の充足率は横ばい状態であるが、後期課程では 0.5 前後で推移している。
改善方向・方策	後期課程の定員充足率は課程修了による学位取得の問題と密接に関連していると思われる。新カリキュラムによる専門研究コースを活性化させ、学位授与を促進し、さらに助手制度を整備することによって後期課程の定員充足率を向上させるべく努める。
問題点	外国人留学生の受け入れ
根拠	外国人留学生特別入試を実施しているが、外国人留学生の数はさして多くはない。
改善方向・方策	外国人留学生の指導体制改善に組織的に取り組むとともに、学位授与の促進、広報活動の活発化により、より多くの外国人留学生の受け入れに努めたい。

別紙 2 - 2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：教員組織

点検・評価項目：教員組織

方針・ねらい (具体的目標があれば併記)

研究科専任教員は学部教授が兼務しているため、数の上では必要な教員数は確保されているが、各専攻ごとの主要科目との関連等を考慮に入れた教員配置を目指すべきである。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し、具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
理念・目的並びに教育課程に応じた配慮・特徴		大学院教員については一定の要件を満たした学部専任教員の中から「法学研究科教員資格等に関する内規」に基づいて学部専任教員が任用されるが、その際には当然、教育課程への配慮がなされる。
学生数に応じた配慮・特徴		大学院教員の任用に際しては、学生数に応じた教員数が考慮されなければならないが、大学院が独自に教員採用を行っていないため、時には学生数と教員配置の間にズレが生じることもある。
任期制等、教員の適切な流動化を促進させる措置を導入している	○	任期制の導入は学部においても要望があるが、全学的見地からの検討が必要であり、未だ実現を見ていない。
その他関連する取組や特徴がある	○	大学院講座担当者は、従来はすべて教授に限定されていたが、各専攻内部の状況等を勘案し、一定の資格を満たす助教授にまで、講座担当資格が拡大された。

長所

長 所	学部と大学院の継続的指導体制
根 拠	大学院教授はすべて学部教授が兼務しているため、大学院における指導を学部における指導の延長線上に捉えることが可能であり、学部・大学院の一貫指導ができる。

問題点

問題点	教員配置の偏り
根 拠	大学院では独自の教員採用は行っていないため、研究科としては教員数を充足していたとしても、大学院の主要科目担当者に欠員が生じる可能性がある。
改善方向・方策	大学院独自の教員採用が困難である以上、学部段階でより周到な人事政策を立案し、必要な分野の教員を確保し、学生指導に支障の出ないように心がけたい。

別紙 2 - 2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：教員組織

点検・評価項目：研究支援職員

方針・ねらい (具体的目標があれば併記)

研究体制の充実強化のために、研究支援職員の配置が必要であることは認識されているが、現段階ではそうした制度は具体化されていない。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し、具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
研究支援職員の配置状況		特記すべき事項はない。
「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力の内容・特徴		特記すべき事項はない。
高度な技術を持つ研究支援職員を育成し、その技術を継承していくための方法・特徴		特記すべき事項はない。
ティーチング・アシスタントを制度化している		学部教育ではTAが採用されているが、大学院教育においては検討されていない。
リサーチ・アシスタントを制度化している		特記すべき事項はない。

問題点

問題点	研究支援体制の確立
根拠	研究支援体制は確立されておらず、その確立をはかる必要がある。
改善方向・方策	制度の確立など分科委員会で検討する。

別紙 2 - 2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：教員組織

点検・評価項目：教員の募集・任免・昇格等

方針・ねらい (具体的目標があれば併記)

大学院における研究指導体制を強化するためにも、必要とされる教員数のみならず、大学院開講科目に対応した大学院専任教員を確保する。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し、具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続を明確にしている	○	大学院は独自の教員採用は行っておらず、大学院専任教員は学部専任教員が兼務している。そのため、まず学部教授会で審議の上採用が決定された学部専任教員を対象に、「法学研究科教員資格等に関する内規」に基づいて大学院分科委員会が審議し、決定する。
教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況		教員の教育活動に関する評価は実施していないが、研究活動については学部において毎年、調査を行っている。
教員の研究活動の活性度合いを評価する方法を確立している	○	大学院専任教員は学部専任教員が兼務しているため、研究活動の評価等についても大学院独自の評価方法はないが、学部のそれを援用している。
教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法を導入している	○	研究に対する評価については、上述のように学部のそれを援用しているが、教育に対する評価方法は、まだ確立していない。

長所

長所	学部教育と一体性を確保した大学院教育
根拠	大学院専任教員は学部専任教員が兼務しているため、学部教育と大学院教育の連続性が確保されている。

問題点

問題点	主要科目における欠員の解消
根拠	大学院教授は学部教授が兼務しているため、大学院独自の採用人事はできない。そのため、各専攻において主要科目の担当者が定年等によって欠けると、指導体制に不備が生じる。
改善方向・方策	採用人事の方法については研究科独自の取り組みは困難であるので、「法学研究科教員資格等に関する内規」を再検討するなどして、大学院専任教員の確保に努めたい。

別紙 2 - 2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：施設・設備等

点検・評価項目：施設・設備等の整備

方針・ねらい (具体的目標があれば併記)

大学院が学部と共存しているため、学部施設内に大学院専用施設が配置されている。この大学院専用施設を再検討し、大学院教育の環境整備に努める。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し、具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
施設・設備、情報処理機器などの整備状況	○	授業講堂は、すべて情報機器に対応できるようになっている。また、PCの演習室が図書館にも設置されており、情報処理機器への対応を図っている。
実験・実習室の主な設備・機器の設置とその更新状況	○	PC演習室が図書館にあり、新しい機器が設置されているので更新はしていないが、古くなれば更新する。
大学院専用の施設・設備、情報処理機器などの整備状況	○	図書館に院生合同演習室があり、PCが36台設置されている。その他、大学院専用の施設が設けられ、修士論文作成のための調査、研究の利便性が図られている。
大学院学生用の実習室などの整備状況	○	大学院合同演習室があり、情報処理に役立てている。
先端的な教育研究や基礎的研究への装備がある	○	情報処理関係で機器を設置している。
先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用について大学院、大学共同利用機関、附置研究所等と連携している	○	特記事項なし
夜間に教育研究指導を行う大学院における施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の状況	○	2号館、7号館、図書館において、夜の22時まで開館しているので、特にPCの利用等に利便性を図っている。
本校以外の場所にも拠点を置き教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備状況	○	特記事項なし

問題点

問題点	不十分な大学院専用施設
根拠	現在は一応、学部施設内に大学院講堂・院生研究室などが配置されているが、質的にも量的にも不十分な状況である。
改善方向・方策	学部のキャンパス整備長期計画の中に、大学院施設の整備計画を明確に位置づけ、大学院施設の充実に向けて検討を進める。

別紙 2 - 2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：施設・設備等

点検・評価項目：維持・管理体制

方針・ねらい (具体的な目標があれば併記)

大学院が学部と共存しているため、学部施設内に大学院専用施設が配置されている。この大学院専用施設に対する維持・管理体制の充実と大学院教育の環境整備に努める。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し、具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
施設・設備等を維持・管理するための責任体制	○	学部事務局, 特に庶務課, 教務課, 管財課等の体制となっている。
施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステム	○	監視室にて集中管理している。
学術資料の記録・保管のための配慮の状況	○	平成 17 年度から図書館において貴重書の電子化を開始した。
国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用状況	○	図書館を通じて, 相互利用の申し込みをすることによって, 資料の取り寄せをすることができるシステムとなっている。平成 18 年度からは専修大学との協定により相互利用が始まった。
コンテンツ (文書, 画像, データベース等のネットワークを流通する情報資源) やアプリケーション・ソフト (個々の応用目的をもったコンピュータソフトウェア) の大学・大学院間の効率的な相互利用を図るための各種データベースのナビゲーション機能の整備状況	○	該当なし
資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター (例えば, 保存図書館など) の整備状況や電子化の状況	○	該当なし

長所

長 所	先端機能を持つ図書館内に大学院専用のスペースを設けている。
根 拠	より高いレベルの教育・研究を必要としているため, 大学院生に対して優位な環境を整えている。

別紙 2-2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

長 所	大学院の学生専用棟を有することにより、修士論文作成のための調査・研究に利便性を図っている。
根 拠	大学院生のみが使用することで調査・研究に専念でき、また情報の交換の場としても利用できるなど特別な待遇の環境を整えている。

問題点

問題点	授業講堂が学部の授業と混在する。
根 拠	学部の学生が大学院専用フロアに立ち入ることにより、静寂さがなくなり大学院の教員や学生から苦情が出てしまう。
改善方向・方策	掲示等で大学院専用フロアである旨を周知し、立ち入る場合には騒がないように注意を促している。
問題点	電子化
根 拠	データベースの電子化が完全でない。
改善方向・方策	分科委員会などで検討の上、効率的な利用法を検討し、同時にデータベースの電子化を急ぐ。

別紙 2 - 2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：社会貢献

点検・評価項目：地域貢献

方針・ねらい (具体的目標があれば併記)

学部においては様々な形で地域社会への貢献がなされているが、大学院独自の取組は行われていない。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し、具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
研究成果の社会への還元 状況	\	大学院独自の特記すべき事項はない。
地方自治体等の政策形成 への寄与の状況	\	大学院独自の特記すべき事項はない。

別紙 2 - 2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：社会貢献

点検・評価項目：産学連携

方針・ねらい (具体的な目標があれば併記)

現段階において法学研究科としては具体的な取組はなされていないが、知的財産コースの充実によって新たな取組が行われる可能性はある。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し、具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
寄附講座，寄附研究部門を開設している		法学研究科独自の特記すべき事項はない。
大学以外の社会的組織体と教育研究上の連携をしている		法学研究科独自の特記すべき事項はない。
企業等との共同研究，受託研究の状況		法学研究科としては特記すべき事項はない。
奨学寄附金を受け入れている		法学研究科独自の特記すべき事項はない。
特許，工業所有権を取得している		法学研究科独自の特記すべき事項はない。
特許料収入の研究費への還元状況		法学研究科独自の特記すべき事項はない。
特許取得を「研究業績」として認定している		法学研究科独自の特記すべき事項はない。
TLOの設立と運用の状況		法学研究科独自の特記すべき事項はない。
技術移転等を支援する体制（相談業務，手続業務など）の整備状況		法学研究科独自の特記すべき事項はない。
「産学連携に伴う利害関係の衝突」に備えた産学連携にかかるルールを明確化している		法学研究科独自の特記すべき事項はない。
発明取扱い規程，著作権規程等，知的資産に関わる権利規程を明文化している		法学研究科独自の特記すべき事項はない。

別紙 2-2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：学生生活

点検・評価項目：経済的支援

方針・ねらい (具体的目標があれば併記)

本研究科では法学部とともに各種の奨学金を設定し、大学院学生の研究活動支援のほか、生活困窮者に対する援助を行っている。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し、具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
奨学金その他学生への経済的支援の状況	○	本研究科には、国家試験・研究者を目指す者を対象とした法学部第1種奨学金・生活困窮者を対象とした法学部第2種奨学金・海外留学を志す者を対象とした法学部第3種奨学金、また国家試験を目指す者を対象とした永田奨学金がある。上記は学部と基金を共有しているが、他に大学院独自の奨学金としては古田奨学金、ロバート・F・ケネディ奨学金が設定されている
各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況	○	入学時のガイダンスにおいて詳細な説明を行う他、大学院要覧でも奨学金に関する情報を提供している。事務局窓口では、随時、相談に応じている。

長所

長所	独自の奨学金制度
根拠	古田奨学金、ロバート・F・ケネディ奨学金を持ち、学部と共通であるが、永田奨学金などが設置されており、学生の便に供している。

問題点

問題点	司法試験に関わる奨学金が、新司法試験に対応した選考となっていない。
根拠	新司法試験に移行している現状で、旧司法試験に則った奨学金選考となってしまう。
改善方向・方策	選考方法を変更する手続きをしなければならない。
問題点	司法試験を目指す学生に偏って奨学金が設定されている傾向にある。
根拠	司法試験に偏って募集している奨学金を設けているが、司法試験以外を志望している専攻の学生への配慮が必要。
改善方向・方策	関係する委員会で検討をしなければならない。

別紙 2-2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：学生生活

点検・評価項目：学生の研究活動への支援

方針・ねらい (具体的目標があれば併記)

大学院活性化の根本は学生の意欲的な研究活動である。法学研究科としても、可能な限り学生の研究活動支援策を実施すべきである。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し、具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮をしている		各指導教授を通じて個別的になされているが、大学院として組織的な取組はなされていない。
学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促している	○	法学研究科では、独自の学術機関誌『法学研究年報』を刊行し、学生の研究成果の発表の場を提供している。
その他関連する取組や特徴がある	○	毎年、「院生合同研究発表会」を実施し、個々の研究テーマを超えた学際的交流の場を提供している。

長所

長所	『法学研究年報』の刊行
根拠	『法学研究年報』はすでに35号を数え、院生たちの間にもすっかり定着している。前期課程の学生はそこに掲載されるに値する修士論文を執筆することを目標とし、また後期課程の学生は毎年の研究計画にしたがって論文を執筆し、この機関誌に掲載している。
長所	研究所主催の研究会への参加
根拠	法学研究所・政経研究所では、様々な分野の判例研究会・政治研究会・新聞研究会などを開催しているが、学部・大学院の専任スタッフとともに、大学院生にもこれらの研究会への参加を促して研究への動機付けを図っている。

問題点

問題点	研究奨励策の検討
根拠	現在までのところ、『法学研究年報』への執筆、各種研究会への参加などは指導教授の指導に委ねられている。
改善方向・方策	大学院生の研究活動をさらに活発にするため、法学研究科として組織的に院生への積極的な働きかけが必要であり、とりわけ、新設の専門研究コースの在籍者、後期課程在籍者にはこれらを義務付けるなどの措置を検討すべきである。

別紙 2 - 2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：学生生活

点検・評価項目：心身の健康保持等への配慮

方針・ねらい (具体的目標があれば併記)

心身の健康保持は研究生活の基礎であり, 大学院生に対しても毎年実施される健康診断の受診を奨励している。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し, 具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の状況	○	毎年実施している健康診断の受診を奨励するとともに, 保健室, 学生相談室などで随時, 心身の健康相談に応じている。
ハラスメント等防止体制	○	日常的な啓蒙活動のほか, 人権委員会を設け, ハラスメント防止・救済に努めている。
進路指導の状況	○	学部の就職指導課が相談に応じているが, 法学研究科として独自の取組はなされていない。

問題点

問題点	進路指導の取組
根 拠	大学院独自の進路指導などの制度はない。
改善方向・方策	オフィスアワーの設置 (大学院用) を含め, 分科委員会で検討をする。

別紙 2-2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：管理運営

点検・評価項目：大学院の意思決定等

方針・ねらい (具体的目標があれば併記)

本研究科の意思決定機関は大学院分科委員会であり、分科委員会に提出される案件はすべて、各専攻の代表で組織される大学院運営委員会で審議される。したがって、これら両機関における審議の実質化が重要な意味を有している。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し、具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
大学院研究科の教学上の管理運営組織体制	○	研究科の審議機関は大学院分科委員会であり、さらに分科委員会に提出される案件は事前に各専攻代表によって組織される運営委員会に提出される。
大学院の審議機関 (大学院研究科委員会など) と学部教授会との関係	○	大学院分科委員会の構成員は全員、学部教授会の構成員でもあるので、学部教授会と大学院分科委員会の関係は安定している。
大学院の審議機関 (同上) の長の選任手続	○	学部長が職務上、研究科長に就任するため、大学院独自の選任手続はない。

長所

長所	学部教授会との連携
根拠	大学院分科委員会構成員はすべて学部教授会の構成員でもあるので、大学院と学部の連携は容易である。

問題点

問題点	運営委員会の実質化
根拠	通例、大学院分科委員会は学部教授会終了後に開かれ、運営委員会は教授会終了後、分科委員会開会前、の短時間で処理される。
改善方向・方策	分科委員会構成員の数が増加し、かつ、大学院改革の必要性が増すにつれ、運営委員会の果たすべき役割が大きくなってきた。時には中・長期的視野に立って大学院問題を議論する必要もあるため、運営委員会のあり方について、検討が必要である。

別紙 2-2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：事務組織

点検・評価項目：事務組織

方針・ねらい (具体的目標があれば併記)

法学研究科は法学部と並存しているため、学部事務組織に包括されて執行されている。大学院独自の事務組織を持つことで、大学院教育の環境整備の充実を図りたい。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し、具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
大学院の充実と将来発展に関わる事務局の企画・立案の状況		大学院専用の事務局を有していないことから、綿密なる企画・立案が有効に機能しているとはいえない状況である。
大学院に関わる予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割		大学院分科委員会の意思決定に基づき、教務課にて事務執行している。
大学院運営を経営面から支えようとするような事務体制		学部執行部
大学院の教育研究を支える独立の事務体制		大学院専用の事務局は有していないが、教務課では課長補佐の一人を大学院担当に据え対応している。
学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割		学則に定められた意思決定機関である大学院分科委員会並びにその運営をしている同運営委員会の開催に伴う、案件の整理・調整及び資料の作成を行っている。また、大学院分科委員会においては、オブザーバーとして、事務局の事務長、教務課長、庶務課長が参加している。

長所

長所	大学院分科委員会の構成員が各専攻、各分野にわたり多く揃っている。
根拠	構成員が各専攻各分野から選ばれていて、様々な角度から意見や検討がなされる。

問題点

問題点	大学院担当職員の充実
根拠	現在は、教務課の課長補佐1名が大学院担当としているだけである。
改善方向・方策	他の関係課で、担当職員を置くなど充実をはかる。

別紙 2 - 2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：自己点検・評価

点検・評価項目：自己点検・評価

方針・ねらい (具体的目標があれば併記)

自己点検・評価に関してはすべて学部の自己点検・評価委員会を中心に行われているため、大学院独自の取組はなされていない。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し、具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容		学部の自己点検・評価委員会が中心となるため、大学院独自の取組はなされていない。
自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容		大学院独自の取組はなされていない。
自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための方法		大学院独自の取組はなされていない。
学外の専門的研究者等による評価を行っている		大学院独自の取組はなされていない。

問題点

問題点	大学院独自の自己点検・評価
根拠	自己点検・評価に関してはすべて学部の自己点検・評価委員会を中心となっている。
改善方向・方策	自己点検・評価の実施に関しては学部の委員会に依存することは止む得ない側面もあるが、大学院の充実強化のためには自己点検・評価結果に基づいて改善に役立てていくシステムが必要となろう。大学院分科委員会内部に、そのための組織を設置する必要がある。

別紙 2 - 2 (大学院研究科 (法務研究科を除く))

研究科名：大学院法学研究科

大項目：情報公開・説明責任

点検・評価項目：情報公開・説明責任

方針・ねらい (具体的目標があれば併記)

自己点検・評価についてはすべて学部の自己点検・評価委員会を中心に実施されているので、大学院独自の取組はなされていない。

関連する取組等の現況 (当てはまる取組があれば「該当」欄に○を付し、具体的状況を記述する)

取組事項	該当	具体的状況
自己点検・評価結果の学内外への発信状況	/	大学院独自の取組はなされていない。
外部評価結果の学内外への発信状況	/	大学院独自の取組はなされていない。